

収支報告書への明細の記載の対象とはならない支出に限
って、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略
を建議する場合

委員 限 り

資料 A-1

政 適 委 第 ○ ○ 号
平成 2 1 年 ○ 月 ○ 日

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫 殿

政 治 資 金 適 正 化 委 員 会
委 員 長 上 田 廣 一

会計帳簿の必要記載事項に関する建議

本委員会は、標記について別添のとおりの結論に達したので、政治資金
規正法第 1 9 条の 3 0 第 2 項の規定に基づき、建議する。

会計帳簿の必要記載事項に関する建議（案）

1. 会計責任者の義務

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出の明細として支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされ（法第9条第1項）、さらに、1件5万円以上の支出については、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等の徴収が義務付けられている（法第11条第1項）。

国会議員関係政治団体については、これらの会計責任者の義務について特例が課されており、収支報告書への明細の記載の対象とはならない少額の支出を含めたすべての支出について、支出の裏付けとなる領収書等を徴収することとされ、さらに登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付けられている。

2. 問題の所在

会計帳簿に記載すべき支出の明細のうち、支出を受けた者の住所の記載については、領収書等が存在しない又は領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていないため支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても当該住所が主たる事務所であるかどうかの判断が困難な場合があることから、その困難性について政治団体から意見が寄せられている。

3. 会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性

政治団体からの意見を踏まえ、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性について、本委員会で検討を行った。

(1) 支出の実在性の担保

政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することであると考えられる。

このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合でも、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。

なお、民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とは言えず、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者に対し必要以上の負担を課すこととなるとの意見も、本委員会における議論においてあったところである。

(2) 収支報告すべき情報としての役割

一方で、国会議員関係政治団体については、収支報告すべき支出の範囲の拡大を図る観点から、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、収支報告書に支出の明細として支出を受けた者の住所を記載することとされている。

したがって、収支報告書に明細が記載されることとなる人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、その収支報告が適

収支報告書への明細の記載の対象とはならない支出に限って、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を建議する場合

委員 限リ

資料 A-1

正なものであることを担保する観点から、収支報告書に支出を受けた者の住所を記載する前提として会計帳簿に支出を受けた者の住所が記載されていることが適当であると考えられる。

4. 結論

国会議員関係政治団体については、今般の政治資金監査の実施を契機に、収支報告書への明細の記載の対象とはならない人件費及び1件1万円以下の支出については、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認めることが適当である。

本建議の趣旨を踏まえ、政府及び国会において法改正に向けた必要な検討がなされるべきである。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限定され、登録政治資金監査人による政治資金監査も課されていないことを踏まえれば、従前のおりの取扱いとすることが適当であると考えられる。

すべての支出について、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を建議する場合

委員限り

資料 A-2

政適委第〇〇号
平成21年〇月〇日

総務大臣
鳩山邦夫 殿

政治資金適正化委員会
委員長 上田 廣一

会計帳簿の必要記載事項に関する建議

本委員会は、標記について別添のとおり結論に達したので、政治資金規正法第19条の30第2項の規定に基づき、建議する。

会計帳簿の必要記載事項に関する建議（案）

1. 会計責任者の義務

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出の明細として支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされ（法第9条第1項）、さらに、1件5万円以上の支出については、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等の徴収が義務付けられている（法第11条第1項）。

国会議員関係政治団体については、これらの会計責任者の義務について特例が課されており、収支報告書への明細の記載の対象とはならない少額の支出を含めたすべての支出について、支出の裏付けとなる領収書等を徴収することとされ、さらに登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付けられている。

2. 問題の所在

会計帳簿に記載すべき支出の明細のうち、支出を受けた者の住所の記載については、領収書等が存在しない又は領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていないため支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても当該住所が主たる事務所であるかどうかの判断が困難な場合があることから、その困難性について政治団体から意見が寄せられている。

3. 会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性

政治団体からの意見を踏まえ、会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性について、本委員会で検討を行った。

政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することであると考えられる。

このような趣旨に鑑みた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに今般導入された登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿に記載されたすべての支出について領収書等との突合を行うことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていない場合でも、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止されるものと考えられる。

なお、民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とは言えず、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者に対し必要以上の負担を課すこととなるとの意見も、本委員会における議論においてあったところである。

4. 結論

国会議員関係政治団体については、今般の政治資金監査の実施を契機に会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の省略を認めることが適当である。

本建議の趣旨を踏まえ、政府及び国会において法改正に向けた必要な検討がなされるべきである。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限定され、登録政治資金監査人による政治資金監査も課されていないことを踏まえれば、従前のおりの取扱いとすることが適当であると考えられる。